

○松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱

平成24年3月30日  
教育委員会告示第13号

(目的)

第1条 この要綱は、特別名勝及び特別天然記念物上高地の文化財としての価値を明確にし、その適切な保存及び管理を図るため、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会（以下「協議会」という。）を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理計画（以下「計画」という。）に基づき、次に掲げる事項について審議、協議を行うほか、計画を推進するための意見交換、連絡調整を行うものとする。

- (1) 計画における保存管理の方法の変更に関すること。
- (2) 計画における現状変更等の取扱基準の評価及び見直しに関すること。
- (3) 上高地の文化財としての価値を高めるための調査研究に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 地域関係者
- (3) 行政関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(部会)

第7条 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日教育委員会告示第3号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年1月25日教育委員会告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成31年1月25日から施行する。

(委員の任期に関する特例)

2 この告示による改正後の松本市特別名勝及び特別天然記念物上高地保存管理協議会設置要綱の規定により、平成30年度中に新たに委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成32年10月23日までとする。